





## 事務局からのお知らせ

### 電子帳簿保存法が改正されました

経済社会のデジタルカメラを踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、貴重な水準の向上等に資するため、令和3年度税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

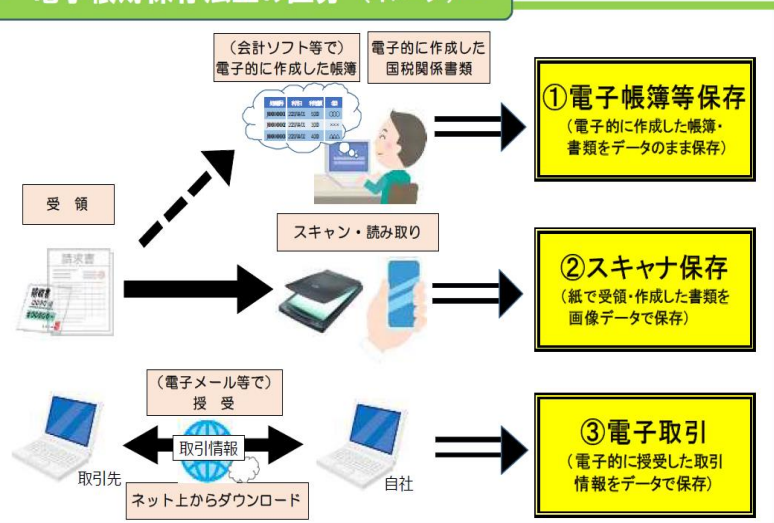
#### 導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。  
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



#### ～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



<https://www.nta.go.jp/index.htm>

### 年末年始のお知らせ

寒冷の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
当組合は、年末年始の営業時間を以下とさせていただきます。  
ご迷惑をおかけしますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。  
年末の営業期間: 令和3年12月28日(火) 12時まで  
年始の営業期間: 令和4年 1月 5日(水) 9時より  
※これ以外の期間中は、留守電となっております。

